

預金口座取引一般規約 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
<u>第 9 条 日本国内を支払地とする証券類の取扱</u> 1. 預金者は、日本国内を支払地とする証券類については、当行が認める場合にのみ預入れることができます。 2～6 (略)	<u>第 9 条 日本国内を支払地とする証券類の取扱</u> 1. 預金者は、日本国内を支払地とする証券類については、当行が認める場合にのみ預入れることができます。<u>ただし、国内の他の金融機関を支払人および支払場所とする小切手は預入れることができません。</u> 2～6 (略)

株式会社 SMBC 信託銀行

規改 01(日) 2609